

## 第 117 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 2 年 10 月 20 日（火） 10：08～11：46

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、伊藤正次構成員、勢一智子構成員  
〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本圭祐内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官  
※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### <通番 4：指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲（厚生労働省）>

（高橋部会長）今月中に通知を発出するということだが、通知の内容等については、総務省や事務局と十分調整していただきたい。通知案はそろそろ共有されるか。

（厚生労働省）既におおむね相談が済んだところである。

（高橋部会長）承知した。それでは、自治体にも十分な説明をしていただきたい。

（大橋部会長代理）先ほど説明があったが、地方自治法施行令等の規定が非常に複雑で、解釈が容易でない中、国の事務連絡等が出されて現場に混乱が生じてしまっている。今回、法令改正ではなく通知で正しい解釈を示すということだが、監査の根拠が内部管理権限ということになると、つまり明文の規定ではないということになるので、通知の中で明確に説明いただき、現場が混乱しないように解釈を一義的に教示いただけるようお願いしたい。

（総務省）指定都市等の権限が地方自治法及びその施行令に書いてあるものと、各法に書いてあるものとそれぞれ散在しており、自治体が参照する際に一覧性がないというのはご指摘のとおり。本件はそれに起因するところもあろうかと思うので、そこも含めてよく趣旨を文書化し、自治体にお示ししたい。

（高橋部会長）それでは、そのような方向で、事務局と調整いただきたい。

### <通番 25：一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化（国土交通省）>

（高橋部会長）前向きに検討いただき、感謝申し上げます。経由事務の廃止となると、法律改正が必要かと思うが、一括法により改正するということか。

（国土交通省）そうしたいと考えている。

（高橋部会長）承知した。具体的に円滑に進めていくため、周知等を行うことや、中央指定登録機関との調整が必要かと思うが、同機関への相談は既に行っているのか。

（国土交通省）然り。内々に意見交換をしており、円滑に支障なく事務が進むようにしたいと考えている。

（高橋部会長）承知した。

（大橋部会長代理）本日示された案が実現するのは具体的にいつ頃を見込んでいるのか。

（国土交通省）施行のタイミングということか。

（大橋部会長代理）然り。

（国土交通省）法律改正も必要になるため、当然その施行後ということになるが、一定の周知期間も確保した上で、スムーズに実施できればと考えている。そんなに大がかりな話にはならないかと思う。

（高橋部会長）それではそのような方向で、事務局ともよく調整いただき、よろしくお願いしたい。

<通番 28：家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し（農林水産省）>

（高橋部会長）民間獣医師への委託を可能とするように、制度変更するということまででは明確にさせていただいたという理解でよいか。

（農林水産省）今日提示ができればいいと思うのだが、アンケートで課題が分かったので、それを踏まえて、どういう体制でできるかまさに検討しているところ。

今、部会長が指摘したとおり、制度変更する方向で検討している。

（高橋部会長）検討のスケジュール感はいかがか。

（農林水産省）検討のスケジュールについては、地方分権提案に対応するために年末の閣議決定という大事な決定があるので、今も事務局と相談しているが、そこまでには検討が間に合うような形でやらせていただく。

（大橋部会長代理）今日の回答をいただき、提案団体のほうで気にしていた問題点は、今回の調査の結果、共有していただいたということで、現在の家畜防疫員に限定した仕組みから少し広がるように、委託などを活用するような仕組みを検討いただく改善を、ぜひよろしくお願ひしたい。

そのときに、獣医師個人の委託の問題と組織への委託の問題があって、組織の縛りがかかっている問題点が提案で指摘されているので、両方に委託がかかるような制度設計をお願いしたいと思うが、そこははいかがか。

（農林水産省）先生の指摘はごもっともで、問題点は分かったので、その点についてもどういうことができるか、まさに検討しているところ。

（勢一構成員）検討いただけるということで感謝申し上げます。

検討に当たってのお願いだが、今回の提案に加えて、先ほどの説明だと、8月末に国のほうの小委員会で新たな知見が出されたということで、そういう辺りも踏まえて体制を御検討いただけるということと承知している。

この案件については、追加の共同提案団体も多数あるので、新しい要請への対応も含めて、ぜひ自治体の意見をしっかり聞いていただいて、制度設計を考えていただければと思う。よろしくお願ひしたい。

（農林水産省）まさに、今、御提案いただいている県だけではなくて、我々は47都道府県を対応させていただいているので、いろいろと意見を聞きながら、よりいい制度をと考えている。ただ、家畜の病気を広げないということが目的となっているので、その点についていかに効果的にやるか。今回、小委員会で指摘された件は、子豚に免疫がつかないと病気にかかって感染してしまうので、そういう問題点を見ると50～60日齢が最適であるということをお願いしたので、それを打つためには、今の状況もそうだが、そういうことをできる体制にしなければいけないということで、まさに考えているところ。

（高橋部会長）7条でワクチン接種を受けた豚に標識を付す作業というものもあるが、これも併せて委託可能にするということで検討いただいでよいか。

（農林水産省）部会長の御指摘を踏まえ、持ち帰って検討したい。それをばらばらにやれば、人数が余計にかかるのは当たり前なので、そこも併せて検討したい。

（高橋部会長）承知した。

支障のところで、政治的行為の禁止への拒否感や勤務先への休暇申請などがある。報酬が安価なことは直すのには問題があるかもしれないが、先ほどの手続上の話が結構ややこしいので任用が進まないということがある。この辺りを、柔軟に、隘路を克服するような形で検討いただければありがたい。

（農林水産省）部会長が御指摘のとおり、まさに先ほど委員からも御指摘があったとおり、いかにやっていくかというのは国だけで一方的に決めるのではなくて、都道府県の意見も聞かないとできないものなので、そこも気をつけていきたい。

（高橋部会長）あとは事務局とよく調整の上、閣議決定までには具体像が見えるということで、作業いただくということでよろしいか。

（農林水産省）そのつもりで準備している。

（高橋部会長）承知した。

それでは、そういう方向で、引き続き事務局とよく御調整の上で、作業いただければありがたい。引き続きよろしくお願ひしたい。

＜通番 16：乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し（厚生労働省）＞

（高橋部会長）実態調査するという事は重要だと思うが、実施の方向で検討していただけるということによろしいか。

（厚生労働省）可能な限り御要望に応えられるように進めるという前提でやらせていただいている。調査をして、あるいは有識者からこれはこういうことなのだという指摘があれば、改めて相談するが、現時点では対応させていただく方向で努力する。

（高橋部会長）仮に実現するとすると、省令改正か。

（厚生労働省）お見込みのとおり。

（高橋部会長）法律改正の関係で他の省令改正もあるような話があるが、法律改正は国会審議もあるし、なかなか見通せない別の話なので、仮にやるとすれば省令改正なので、この改正だけでもやっていただくということによろしいか。

（厚生労働省）法改正、関連法というものが何かあるという認識は持っていないが、対応するということが方向として決まれば、あとは法令上どのようなことが必要かということを考えるので、法改正が必要だという話になれば。

（高橋部会長）診療放射線技師法の別の改正があって、その改正を受け省令も改正しなければならないということで、そうすると、二度も省令を変えるのはどうなのかという話もあると承知している。ただ、それは別のもので、これはこれで迅速に省令改正していただきたいということをお願いしたい。

（厚生労働省）質問の趣旨について承知した。医師の働き方改革の関係で、関連する医療専門職の業務範囲なりを見直すことを並行して行っている。同じような話だが、別の話でもあるので、指摘は理解できる。なので、そのように対応させていただく。基本的には同時に省令改正するが、同時でなければならないということはないと考える。

（高橋部会長）承知した。

（大橋部会長代理）有識者などの意見を伺ってとのことだが、関係者の範囲というのはどれくらいを考えているのかという点と、調査について、時間の問題もあるので、調査範囲等を考え、タイムスケジュールが間に合う形で実施するのかという点に関し、いかがか。

（厚生労働省）市町村が行う検診事業なので、実際に実施されている多くの市町村事業に詳しい医師会の方々が中心だが、いずれにしても調査に関しては年内に一定の結論が出せるように考えさせていただく。

（高橋部会長）よほどのことがない限り、実施の方向で検討いただきたい。その際には、早めに省令改正の対応をいただきたい。引き続き事務局とよく調整の上、閣議決定に向けて作業を行っていただきたい。

＜通番 39：地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用（総務省）＞

（高橋部会長）実態調査いただいたのは12団体という話だったが、これを踏まえてさらにいろいろな調査をされていく必要もあると思っている。具体的な方針がもしあれば、御教示いただきたい。

（総務省）現時点では、今回の調査を踏まえて、今後どのような調査を整理するとうまく地方公共団体の意見や状況が把握できるかということの精査をしている段階である。そのため、いつのタイミングでさらに対象団体を増やした調査をするかというのはまだ決めかねている。いずれにしろもう少し対象を増やした調査をした上で整理したいと思っている。

（高橋部会長）承知した。

（総務省）先ほどの説明にもあったように、資料5ページ目の肯定的・否定的意見についても、同一の団体で、導入可能性はある一方で、住民サービス確保の懸念もある、という団体もある。そういう意味では、調査の仕方や問題の整理の仕方を丁寧にするということが、解決の糸口にたどり着く近道になってくると思っている。

（大橋部会長代理）今回12団体を調べていただいて、提案団体が挙げたような問題があるということは確認できて、肯定的な意見に出ているような業務部門では、そういう課題は一定程度ある。先ほどのような、考えなければいけない要素も同時に出ているということなので、これは軽視せず、この問題をどのように対応していくかということは考えなければいけない。この共通する問題について、今の自治体がどのような形で対応しているのか。先ほど応援体制の話などもあったが、それに限らず、現状でやっている働き方改革などの知恵や工夫のようなものも吸い上げて、それを情報共有するような取組は、先ほどの対象を増やした調査とは別にできな

いか。

(総務省) 我々としても働き方改革全般で、なるべく時間外勤務を減らして効率的にやっていくやり方として、様々な工夫を地方公共団体にさせていただいて、うまく機能している事例も出てきていると認識している。そういった事例を、今回をきっかけにして広く情報収集して、横展開するというのは極めて重要なことだと考えている。今の検討と同時並行で、そのような取組も積極的にやっていきたい。

(総務省) 今まで働き方改革というと、各仕組みそれぞれに着目をして、導入しているかとか、導入すべきであるとかという議論がされているが、今後は複合的なものが結構出てくる。場合によっては価値観の対立もあり得るようなものもあるが、そこをうまく乗り越えるという局面もある。そういう意味では、我々もこれから大きな課題に直面しなければいけないという意識は持っている。御指摘も踏まえ、対応していきたい。

(大橋部会長代理) このように部門によって、月別にいろいろなばらつきがあり、自治体の規模や置かれている状況、そこが抱えている政策課題、災害の被災体験とか、いろいろな要素がある中での働き方の工夫という問題もあると思う。そういった部分の細かな横展開も、制度の問題とは別に一緒にやっていただきたい。

(総務省) 特に今回のサンプルは比較的、中核市という規模と職員規模に着目した。外形的に分かりやすいということで拾ってみたところだが、視点によっては、業務分野はどうするか、都市部か否かということも必要になってくる。そうしたことも含めて幅広く検討していきたい。

(伊藤構成員) もう既にきちんと調査されて、幅広く御検討されるということだと思うが、この問題は働き方改革ももちろん重要な目的ではあるが、同時に大きく見ると、デジタル化の推進、業務プロセス全体の見直しというものと関わってくると思う。広がりのあるテーマなので、ぜひそういう視点も踏まえて、調査、検討いただきたい。

(総務省) 御指摘のとおりであり、デジタル化の政府の大きな方針の中で、地方公務員の働き方は当然変化をしていくのだろうと思う。テレワークの推進をはじめとして、具体的に動いている取組もだんだん出てきているため、それを広く、どうやって押さえるかということも含めて、きちんと情報収集し、制度の在り方についても、中長期的な視点で検討したい。

(勢一構成員) 検討を進めていただける方向ということなので、ぜひお願いしたい。人口減少の中で職員数もなかなか確保できず、人材確保は課題になっており、その中で優秀な人材を地域の公務員として確保するためには、魅力的な職場環境が大事になると思う。併せて、人口減少の地域を支えるために、副業や関係人口など、今いろいろな施策が進んでいるところであり、そういうところを後押しできるような形となるよう、柔軟な働き方ができるような工夫を制度としても検討いただきたい。

(総務省) 中期的、長期的な視点で制度をどのように運用して、あるいは制度を改正していく必要があるかということ、今、検討に着手しなければいけないタイミングと認識している。視点は様々あるが、人口減少の中で、今までは地方公務員の定員を減らせといった時代もあったわけだが、現在は、特に専門人材を中心にして地方公務員を確保するというのが一番の課題になりつつある。その課題解決のためには、選ばれる職場でなくてはならないという状況に大きく変わってきているのだと思う。それに併せて、どういう枠組みが必要かという検討に着手しなければいけないと思っている。

(高橋部会長) この問題について調査の聞き方などをいろいろ注意しなければいけないという話もあったが、地方三団体に相談することは考えているのか。

(総務省) 今はサンプル調査なので、今後踏み込んだ議論になれば、地方三団体にもいろいろな考え方が当然あると思う。この提案について、考え方としては理解できるけれども、公務としての性質に対する留保や懸念が広く全体の意見を取ると出てくる傾向があるのではないかと考える。そのようなところをどう整理していくか、ここの部分は地方三団体とのコミュニケーションも図っていかねばならないと考える。

(高橋部会長) ぜひ検討いただきたい。私自身は、この調査結果を見ると割と積極的な面もあるのではないかと考えている。特に私は学校に勤めているので、教員にはこのような制度があるのに職員にはこのような制度がない、というのは、学校の円滑な運営の点ではあまり好ましくないし、学校に勤めている者としては違和感を覚える。その辺の観点を含めて、幅広く、積極的に御検討いただきたい。あとは、閣議決定に向けてどのように表現を取っていくかなどは、事務局とよく相談いただきたい。

### <通番 32：生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略（厚生労働省）>

（高橋部会長）積極的に対応いただくということで有り難い。一番理想的なのは、電子申請のやり方を統合することだと思う。なお、令和4年ということは来年度にも保険医療機関については具体的なシステムの立ち上げが行われるということか。

（厚生労働省）保険医療機関の方は、システム設計をし、テストランの期間なども取り、令和4年1月の稼働開始を目指したスケジュールが既に組まれている。今、保険局と事業者とに相談し、このシステムと一本化した形に改修できないかという話をしているところだが、保険医療機関の制度設計というものは、この分権提案の話よりも前からやってきているので、そちらのシステムのスケジュールとの関係で、今から生活保護の分をこれに乗せる改修をお願いすると、保険医療機関が令和4年1月のスタートに間に合わないことになってしまう。その点から、令和4年1月から同時スタートというのは難しいというのが今の状況。なので、何年も遅れてということまでは想定していないが、1年程度遅れる形で、生活保護の方についても電子申請ができるようにしたいと考えているところ。

（高橋部会長）承知した。電子申請というと、今年度予算でも調査費ぐらいは可能ではないかと思うが、どうか。

（厚生労働省）具体的にどのような改修をすべきかという点を詰めた上でやりたいと思っており、予算的な対応も含めて検討中。

（高橋部会長）承知した。そうすると、一本化する話は、システムが立ち上がらなくなかなか難しいということか。

（厚生労働省）それも含めて議論しているが、電子申請と紙の申請が併存するという形になると、事務の混乱を生じさせる懸念があり、できればシステム改修をした上で、こういった流れに移行させるというようにしたいと思っている。

（高橋部会長）事務局、そこはいかがか。

（水本参事官）今のことも含めて、スケジュール感はよく調整させていただければと思う。

（高橋部会長）はっきりとしたスケジュール感を出して、取り組んでいただくのが有り難い。方向性はもう明確になっているので、あとは段取りの話だと思う。よく事務局とも相談しながら作業いただきたい。

（大橋部会長代理）今の話だと、電子申請も少し時期がずれるということが予想される。関係者が医療機関や地方公共団体や国の地方支分部局と広範に及ぶので、そこに混乱が生じずスムーズに流れていけるように、丁寧に意見を聞きながら、情報を的確に出し、うまく乗り切るようなことはぜひ配慮いただきたい。

（厚生労働省）その問題意識は全く同じなので、しっかり対応させていただきたい。

（高橋部会長）引き続き、事務局とよく調整の上、作業を進めていただきたい。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）